

令和 6 年度介護予防・生活支援サービス事業報酬改定に係る Q&A

これまでに、川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル（0570-040-114）等にお問い合わせをいただいた内容を踏まえて Q&A を作成しております。

【通所型サービス関係】

問 1 運動器機能向上加算が基本報酬に包括されたが、専従の機能訓練指導員の配置要件はどうなるのか。【令和 6 年 5 月 2 日追加】

専従での機能訓練指導員の配置を求めるものではありませんが、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を 1 名以上配置した上で、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて運動器機能向上サービスを提供する必要があります。

問 2 運動器機能向上加算が基本報酬に包括されたが、運動器機能向上計画書は今後も作成する必要があるのか。【令和 6 年 5 月 2 日追加】

運動器機能向上計画書を別に作成いただく必要はありません。

運動器機能向上サービスの内容を通所型サービス計画に盛り込んでいただくこととなります。

問 3 選択的サービス複数実施加算が一体的サービス提供加算に変更されたことに伴い、これまで選択的サービス複数実施加算を算定していた場合、今後は一体的サービス提供加算を算定することとなるのか。【令和 6 年 5 月 2 日追加】

一体的サービス提供加算は、別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）第 133 号に適合しているものとして、電子情報処理組

織を使用する方法により、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定できるものです。

したがって、改正前において、運動器機能向上サービスに加え、栄養改善サービスと口腔機能向上サービスのいずれかを実施しているものとして選択的サービス複数実施加算を算定していた場合につきましては、改正後において、一体的サービス提供加算を算定することはできません。

問4 送迎減算について、支援計画に送迎を行うものとして位置付けていたが、利用者都合で急遽、送迎を行わなかった場合の算定方法は如何に。【令和6年5月2日追加】

この度の改正は、従前は基本報酬の型として、「送迎・入浴なし」、「送迎のみあり」、「入浴のみあり」、「送迎・入浴あり」の4パターンが設定されていたものについて、報酬体系の簡略化及び請求事務に係る負担軽減の一環として、基本報酬の型を「入浴なし」、「入浴あり」の2パターンとし、それとは別に、送迎を行わない場合の減算規定として、送迎減算（－47単位/片道）を設けたものです。

そのため、送迎を行わない場合の算定に係る考え方については従前からの変更はありませんので、利用者都合で送迎を行わなかった場合については、支援計画どおりに算定することとなります。

ただし、利用者都合で送迎を行わない場合であっても、支援計画と利用実績に著しく差が生じている場合等は、ご本人の心身の状態像や解決すべき課題等に変化があったと考えられるため、計画の見直しを検討してください。

問5 送迎減算について、支援計画にあらかじめ位置付けたうえで、利用者が自ら居宅から通所型サービス事業所に通う場合、事業対象者及び要支援1は1月につき376単位を、要支援2は752単位を限度に所定単位数から減算することだが、1月につきのコードを使用する利用者の算定方法は如何に。【令和6年5月2日追加】

事業対象者及び要支援1は1月につき376単位を、要支援2は752単位を限度に所定単位数から減算することになりますので、1月につきのコードを使用する場合についても、これを限度に算定することとなります。

【短時間通所型サービス関係】

問1 送迎を行わなかった場合も送迎を行った場合の単位と同じになったが、利用者が送迎を希望しなければ、送迎を行わなくてもよいのか。【令和6年5月2日追加】

従前から、利用者の身体の状態の評価等を踏まえ、安全面に配慮した上で、利用者が自ら指定介護予防短時間通所サービス事業所に通うことができる場合等には、介護予防サービス・支援計画や短時間介護予防サービス計画等に位置付ける等した上で、自ら事業所に通っていただくことができます。

短時間通所型サービスにおいては、通所型サービスと異なり、送迎減算は設けておりませんので、送迎の有無により単位数に差はありません。請求に当たっては、介護度及び入浴の有無ごとに対応するサービスコードを使用して請求してください。

【訪問型サービス関係】

お問い合わせをいただきましたら順次更新を行います。

なお、口腔連携強化加算及び同一建物減算に係る改正につきましては、要介護と同様の内容になりますので、厚生労働省が発出する「[令和6年度介護報酬改定に関するQ&A](#)」を御確認ください。